

平成23年度
芦屋市明るい選挙推進協議会
総会資料

日時 平成23年5月23日(月) 午前10時～

総 会 次 第

1	開	会	
2	新委員委嘱式	委嘱状の付与 (資料1)	11
3	選挙管理委員会委員長あいさつ		
4	会長あいさつ		
5	議	事	
	(1)	平成22年度常時啓発事業の実施結果について(資料2)	2
	(2)	平成22年度選挙時啓発事業の実施結果について(資料3)	4
	(3)	平成22年度会自主会計収入支出報告について(資料4)	7
		監査報告	8
	(4)	各専門委員会の割り振り	
	(5)	監査委員の指名	
	(6)	平成23年度常時啓発事業の実施計画(案)について(資料5)	10
	(7)	平成23年度選挙時啓発事業の実施計画(案)について(資料6)	12
	(8)	平成23年度会計収入支出予算(案)について(資料7)	13
6	意	見	交
	換		
7	閉	会	

平成22年度常時啓発事業の実施結果

事業項目	事業内容
1 諸会議の開催	<p>明推協総会 ① 日時 5月20日午前10時～12時</p> <p>常任委員会 ① 日時 3月7日午前10時～12時</p> <p>広報委員会 ① 日時 9月9日午前10時～12時</p> <p>② 日時 12月14日午前10時～12時</p> <p>③ 日時 3月25日午前10時～12時</p> <p>講演会実施委員会 ① 日時 5月31日午前9時30分～12時</p> <p>② 日時 8月3日午前10時～12時</p> <p>③ 日時 9月13日午前10時～12時</p> <p>選挙時啓発委員会 ① 日時 6月7日午前10時～12時</p>
2 広報紙啓発事業	<p>広報委員会委員により広報紙に白ばらだよりを掲載し、選挙啓発を行う。</p>
3 啓発ポスター募集事業	<p>市内の小・中・高校から明るい選挙の啓発ポスターを募集</p> <p>募集期間 5月10日～9月10日</p> <p>応募状況 小学校 8校 369点 中学校 6校 161点</p> <p>高校 2校 12点 合計 16校 542点</p> <p>審査 9月11日に審査を行い(特選2名・入選18名・佳作30名)、特選及び入選作品20点を県の審査へ送付(県での入選3名)</p>
4 明るい選挙推進旬間事業	<p>明るい選挙啓発ポスター展</p> <p>11月17日から11月29日まで市民センター空中通路にて50点を展示</p> <p>明るい選挙推進大会</p> <p>8月28日午後1時30分から芦屋市役所大会議室にて講演会を開催</p> <p>テーマ 「日米中関係のゆくえ」</p> <p>講師 村田 晃嗣氏(国際政治学者)</p>
5 市民政治学講座	<p>公民館と共催 政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催</p> <p>第1回 10月30日 「岐路に立つ中国経済」 バブル崩壊を回避できるか 講師 安室 憲一氏 (参加者103人)</p> <p>第2回 11月13日 「日本の財政の現状」 講師 藤井 洋一氏 (参加者96人)</p> <p>第3回 12月11日 「昨今の朝鮮半島情勢を考える」 講師 中戸 祐夫氏 (参加者105人)</p> <p>第4回 1月22日 「なぜ国家機密がネットに漏洩するのか」 講師 上原 哲太郎氏 (参加者105人)</p> <p>第5回 2月19日 「日本のFTA/EPA 政策を探る」 講師 石黒 馨氏 (参加者90人)</p> <p>第6回 3月19日 「最新!中東情勢/政情不安の背景をさぐる」 講師 小杉 泰氏 (参加者95人)</p>
6 新成人啓発事業	<p>20歳の誕生日に届くように、星座のイラスト入りバースデーカードと啓発冊子を送付</p> <p>成人式(1月10日)にメッセージチラシと啓発資材を配布</p>
7 阪神7市1町明推協連合会事業	<p>総会 5月31日(宝塚市) 啓発担当職員研修会 3月11日(三田市)</p>
8 学校生徒会選挙支援事業	<p>宮川小 6月10日 潮見中 12月8日</p>

広報紙啓発事業

平成22年度広報あしや掲載記事

22年6月15日号

白ばらだより



皆さんは、「自分一人が投票に行かなくても、選挙の結果には影響はないだろう」と考えたことはありませんか。確かに、一人の投票はたった一票にすぎません。しかし、そんな一票の積み重ねが、大きな流れを引き起こすのです。より良い社会を期待するならば、まずは行動することです。

誰もがたった一票とは思わず、その一票の持つ大きな意味を考えながら投票に行くことが大切です。それが自分たちの未来へつながっていくのです。一票の重さと有権者の熱意が、候補者に伝わり、国民の目線に立った政治をしてほしいのです。

大人が前向きに行動しなければ、子どもたちにとって未来は明るいものにはなりません。

「一票の重さ、大きさ」を感じながら、投票所に足を運んでいただきたいと思います。

問い合わせ 選挙管理委員会
☎382100

22年10月15日号

白バラだより



「ハチドリのひとつずつ」という民話があります。山火事を消すために、一羽のハチドリがくちばしで水のしずくを一滴ずつ運んで消火しようとしています。その様子を見た他の動物のあざけりに、ハチドリは「私は、私にできることをしているだけ」と答えます。

選挙での一票も同じではないでしょうか。私たちは、ともすれば「自分の一票では日本の政治が変わるわけじゃない」と、考えがちです。「たかが一票ではありません」とても大きな一票だということに気付いてください。まずは意識を変えて、日ごろから積極的に政治に関心を持ち、「私の一票で政治をよくするんだ」という思いで、候補者の主張に耳を傾け、自分の考えをまとめておくことも大切です。

そして、選挙当日には誇りを持って一票を投じたいものです。

自分にできることを続ける。それが大切なのではないでしょうか。

問い合わせ 選挙管理委員会
☎382100

23年2月1日号

白バラだより



私たちが何げなく暮らしている中で、自分の投票用紙が生活に影響を与えていることを、あなたはご存じですか。

日々、こうなったらいいなあ、あんなだったらいいなあ、と思うことがたくさんあると思います。そんな私たちの願いや希望を、満たすために、社会の秩序を守り、安心して生活を持てる働きが「政治」です。

四月には、四年ごとに巡ってくる兵庫県議会議員・芦屋市長・芦屋市議会議員の選挙があります。

子どもが通う学校や幼稚園、公園や病院など公共の施設や道路のことなどを決めるのが市長や議員です。普段あまり意識していませんが、私たちの暮らしに選挙は大きく関わっていることに気が付き、できるだけ自分の考えに近い人に一票を投じたいものです。

問い合わせ 選挙管理委員会
☎382100

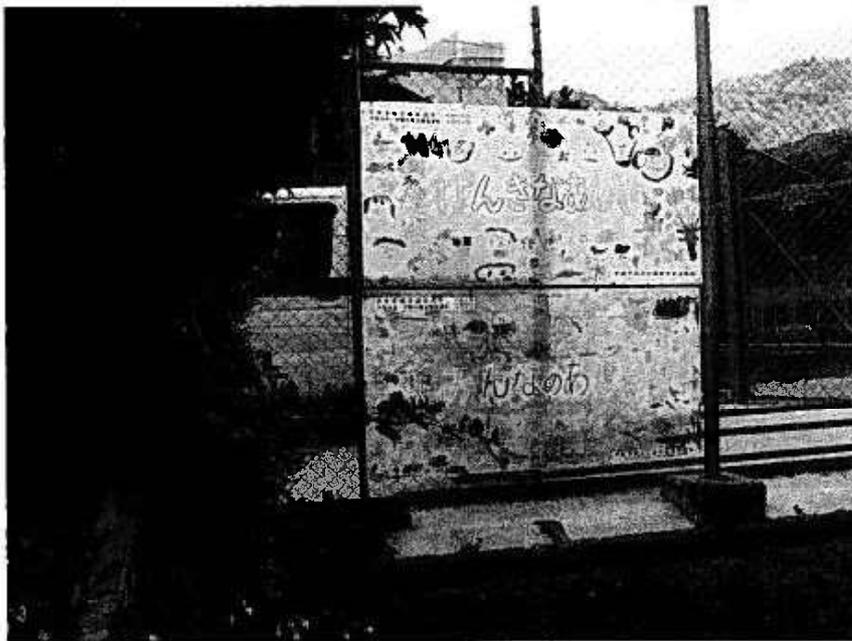
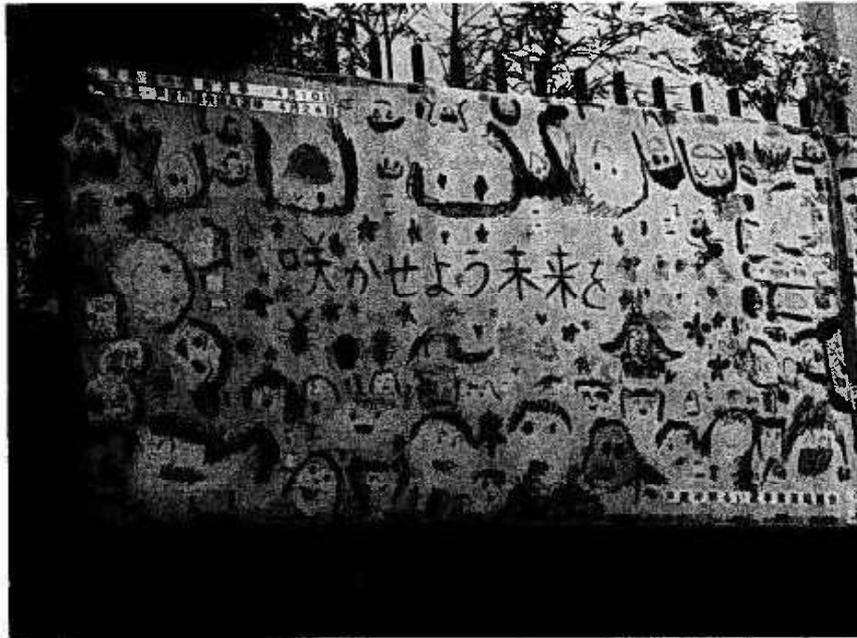
[資料3]

平成22年度選挙時啓発事業の実施結果

平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙 街頭啓発7月3日
 平成23年4月10日執行 兵庫県議会議員選挙 } 街頭啓発4月2日
 平成23年4月24日執行 芦屋市長・市議会議員選挙 }

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・横断幕，立看板，のぼりを市内各所に掲示 ・公用車にボディパネルを掲示 ・啓発ポスターを公共施設，掲示板に掲示 ・市内の9幼稚園に園児作成の啓発パネルを掲示
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしやに啓発記事を掲載 ・啓発チラシを郵送で配布 ・公共施設の窓口でチラシを配布
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・JR芦屋駅周辺及び南宮町の大丸ピーコック周辺において投票参加の呼び掛け，啓発資材の配布
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知，投票参加を呼び掛け ・芦屋市ホームページに掲載





[資料4]

平成22年度自主会計収入支出報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(収入)

単位：円

項目	収入額	内訳
繰越金	51,257	平成21年度からの繰越
協力金	50,000	参議院選挙協力金
雑入	7	預金利子
合計	101,264	

(支出)

単位：円

項目	支出額	内訳	
事業費	96,843	常任委員会費	
		会議費	0
		選挙時啓発委員会費	
		会議費	6,000
		街頭啓発費	11,500
		消耗品	3,560
		講演会実施委員会費	
		会議費	14,500
		推進大会	50,000
		消耗品	6,783
広報委員会費		会議費	3,500
		会計監査費	
合計	96,843	会議費	1,000

収入101,264円 - 支出96,843円 = 残高4,421円

監 査 結 果

本日、平成22年度芦屋市明るい選挙推進協議会の会計について、

監査を行いました。

監査は、芦屋市明るい選挙推進協議会規約第7条第4項の規定に

基づき、会計帳簿・その他の関係書類及び銀行預金等照合検査した

ところ、それぞれ符号して正確であった。

平成23年5月19日

監査委員



平成23年度常時啓発事業実施計画（案）

事業項目	実施時期	対象者	内 容
1 諸会議の開催	4月～3月	明推協委員	総会の開催 常任委員会・専門委員会の開催
2 広報紙啓発事業	4月～3月	一般市民	市広報紙による啓発 （白ばらだより）年3回
3 啓発ポスター募集事業	5月～9月	市内小・中・高校生	・明るい選挙の啓発ポスターを募集 ・明るい選挙啓発ポスター展（啓発ポスター応募入選作品を市民センターに展示）
4 推進大会事業	未定	一般市民	明るい選挙推進大会を開催
5 市民政治学講座（地域別講演会事業）	10月～3月	一般市民	政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催（公民館と共催）
6 議会の傍聴	6月～3月	明推協委員 一般市民	市議会本会議の傍聴
7 新成人啓発事業	4月～3月 1月10日	新成人	・誕生日に「バースデーカード」と「啓発冊子」を送付 ・成人式に啓発資材を配布
8 阪神7市1町明推協連合会事業	4月～3月	選管委員 明推協委員 一般市民	総会，会議等に参加 地域別講演会， 地域リーダー養成研修の実施 啓発資材の配布
9 学校生徒会選挙支援事業	4月～3月	市内小・中・高	学校の生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出を行い実際の公職選挙に近い形の選挙を行う。有権者となる前に選挙の大切さを学び若年層の政治・選挙への関心の向上を図る。
10 明るい選挙推進事業	11月～3月	明推協委員	明推協委員の資質向上及び明推協の組織・活動活性化を図る。

平成23年第3回定例会会議予定表

月日	曜日	会 議	摘 要
6月13日	月	議員総会	告示日
6月14日	火		
6月15日	水		
6月16日	木		
6月17日	金		
6月18日	土		
6月19日	日		
6月20日	月	本会議	開会，議会役員選出，議案処理
6月21日	火	都市環境常任委員会	質問通告締切日
6月22日	水	民生文教常任委員会	
6月23日	木	総務常任委員会	
6月24日	金		
6月25日	土		
6月26日	日		
6月27日	月	議案運営委員会	
6月28日	火	本会議	一般質問
6月29日	水	本会議	一般質問，（追加議案）
6月30日	木	本会議(予備日)	
7月1日	金	委員会(予備日)	
7月2日	土		
7月3日	日		
7月4日	月		
7月5日	火		
7月6日	水		
7月7日	木	議案運営委員会	
7月8日	金	本会議	委員長報告，採決，閉会

※ 市議会・委員会を傍聴するには、傍聴券が必要です。

本会議

傍聴席は65席あります。

傍聴券には、会議が開かれる時刻（通常午前10時）の30分前に、市役所議場の傍聴席入口（南館4階）で先着順に渡される一般傍聴券（30枚）と、各会派に割り当てられている議員紹介傍聴券等（35枚）があります。

委員会

大会議室又は委員会室で開きますが、大会議室は18人、委員会室は12人に限り傍聴できます。原則として議員の紹介で傍聴する制度をとっており、事前に議員に申し出て傍聴券（紹介傍聴券）を入手します。又、議員が使用しない傍聴券を会議開始15分前から市議会事務局で先着順に渡しています。

平成23年度選挙時啓発事業の実施計画（案）

衆議院議員総選挙が実施された場合

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・横断幕，立看板，のぼりを市内各所に掲示 ・公用車にボディパネルを掲示 ・啓発ポスターを公共施設，掲示板に掲示
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしやに啓発記事を掲載 ・啓発チラシを郵送で配布 ・公共施設の窓口でチラシを配布
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・JR芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け，啓発資材の配布
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知，投票参加を呼び掛け ・芦屋市ホームページに掲載

[資料7]

平成23年度自主会計収入支出予算(案)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(収入)

単位：円

項目	収入額	内訳
繰越金	4,421	平成22年度からの繰越
協力金	50,000	県議会選挙協力金
雑入	7	預金利子
合計	54,428	

(支出)

単位：円

項目	支出額	内訳
事業費	50,000	常任委員会費 0
		選挙時啓発委員会費 0
		講演会実施委員会費 50,000
		広報委員会費 0
予備費	4,428	
合計	54,428	

参考：市の直接経費として、推進大会講師謝金 20,000 円を別途予算化。

阪神7市1町明推協連合会経費 40,000 円。

芦屋市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、芦屋市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、民主政治の基盤である選挙が、選挙人の自由に表明する意志によって、公正に行われるように、市民の政治意識の高揚に努め、投票率向上及び明るい選挙の達成を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、芦屋市選挙管理委員会と緊密な連絡を保ちながら、次の事業を行う。

- (1) この運動の有効適切な諸事業の企画と実施
- (2) この運動に伴う諸方策の調査と研究

(構成)

第4条 協議会は、社会教育団体、芦屋市の各機関の関係者、学識経験者及び選挙啓発に関心のある市民の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、芦屋市選挙管理委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員がその属する団体又は機関の関係者でなくなったときは、委員を辞したものとみなし、新たにその団体又は機関の関係者を委員に委嘱するものとする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。また、前任者が前条の市民の委員等として在任することを妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
常任委員	若干名
監査委員	2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 常任委員及び監査委員は、総会の同意を得て会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、協議会の運営について事務を処理するとともに専門委員会を代表する。

4 監査委員は、協議会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議の種類)

第8条 会議は、次のとおりとする。

総 会
常任委員会
専門委員会

- 2 総会は、必要に応じて開催し、協議会が行う事業の基本方針の策定及び総合的企画を行う。
- 3 常任委員会は、役員で構成し、必要に応じて開催し、総会の付議事項及び緊急案件の審議、専門委員会間の調整並びに協議結果による運動の推進にあたる。
- 4 専門委員会は、協議会の事業を円滑かつ効果的に推進を図るため、特定の事項について具体的な企画並びに実施にあたる。
- 5 専門委員会は、次のとおりとする。
 - (1) 広 報 委 員 会
 - (2) 選挙時啓発委員会
 - (3) 講演会実施委員会
- 6 委員は、会長及び副会長を除き、いずれかの専門委員会に所属するものとする。

(会議の運営)

第9条 会議は、会長（専門委員会にあっては、担当常任委員に読み替える。以下同じ。）が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長に事故があるときは、副会長又は会長の指名したものをもってこれに充てる。
- 3 会長及び副会長は専門委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会議は、必要に応じて、事業推進に関係する者を出席させ、意見を述べるができる。
- 5 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(辞職)

第10条 会長が辞職しようとするときは、あらかじめ副会長に届け出るものとする。

- 2 会長以外が辞職しようとするときは、あらかじめ会長に届け出るものとする。
- 3 役員又は委員が公職の候補者となり、又は選挙運動若しくは政治活動をしようとするときは、辞職しなければならない。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この運動に関して学識経験のある者を、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席し意見を述べるができる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、芦屋市選挙管理委員会事務局において行う。

(経費)

第13条 協議会に必要な経費は、芦屋市選挙管理委員会のもつ予算及びその他の収入をもってこれに充てる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、総会に

において定める。

- 2 この規約の改正は、芦屋市選挙管理委員会の同意を得て総会で決する。

附 則

- 1 この規約は、昭和40年6月5日から施行する。ただし、この規約の施行の際、現に委嘱された委員の任期は、従前の例により在職するものとする。
- 2 昭和32年5月4日芦屋市公明選挙協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和42年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成2年5月24日から施行する。
- 2 この規約による改正前に委嘱された委員の任期については、従前どおりとする。ただし、任期満了が平成4年3月31日以降の委員の任期については、平成4年3月31日までとする。
- 3 この規約による改正後はじめて委嘱される委員の任期については、平成4年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成8年8月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月15日から施行する。